

『教育用音楽用語』の中国音楽用語カタカナ表記について

— 平成元年「学習指導要領」と平成3年内閣告示
「外来語の表記」から見るその表記法の特徴 —

明 木 茂 夫

はじめに

学校の地理の教科書や地図帳の中国地名が「シェンヤン」「チョントウ」「シェンシー」など全てカタカナ現地音表記になっていることをご存じであろうか。また歴史の教科書の人名も「孫文^{スンウェン}」「蒋介石^{チアンチエシー}」「毛沢東^{マオツォートン}」とカタカナ現地音表記になっており、場合によっては「孫文(そんぶん、スンウェン)」「蒋介石(しょうかいせき、チアンチエシー)」「毛沢東(もうたくとう、マオツォートン)」のように二重の読み仮名が付けられている。特に地理においては「瀋陽^{シェンヤン}」のようなルビでもなく、「瀋陽(シェンヤン)」のようにカタカナをカッコ入りで添えるのでもなく、基本的に「シェンヤン」とカタカナのみで表記することになっているのである。漢字を添えるにしても「シェンヤン(瀋陽)」のように、漢字の方をカッコに入れて後ろに添える形になっている。

私は毎年のように学生に協力を願って、今まで中国地名・人名をこうしたカタカナで教わったかどうかのアンケートを行っている。その結果は毎年、ほぼ全員の回答が「こうしたカタカナで教わったことはない」である。「普通の読みでもこのカタカナの読みでも、どちらで覚えてもいいよと言われた」という回答が毎回少数あるのみである。そして時折、カタカナで覚えさせられたという回答があるが、そのほとんどが「覚えにくかった」「カタカナのちょっとした違いで答案が不正解にされた」という怨嗟の声である。しかし、ほとんどの学校で普通の読み方をしているにもかかわらず、教科書や地図帳は厳然としてカタカナ現地音表記となっているのが実情なのである。つまり、世間での常識的読み方と教科書・地図帳とが乖離していると言える。これからは現地の読み方で呼ぶ方がよいと思う、という回答がこれまでに一つか二つあった。しかしこれは、カタカナ表記の是非という価値付けを事前に行わずアンケートを行ったため、私が中国語担当教員であることから中国語音を重視しているのではないかと忖度して気を回した回答であったような印象を受けた。ではこうした中国地名・人名のカタカナ現地音表記、さらにはカタカナ表記をめぐるこうした流儀というものは、誰がいつ何のために教科書や地図帳に導入したのであろうか。その調査の結果については拙著『中国地名カタカナ表記の研究 — 教科書・地図帳・そして国語審議会』をご覧ください。

さてこの社会科のカタカナ中国地名に関連して本稿で採り上げるのは、音楽の教科書における中国楽器名や中国音楽用語の問題である。現行の音楽教科書における諸外国の民族音楽の項目では、「ピーパー」「アルファー」「ゲージョン」「ミンゲー」「ジンジュ」など、中国楽器名や中国音楽用語が全てカタカナ現地音表記となっているのである。つまり教科書通りに教える限り、これは中国の「ピーパー」という楽器ですと児童生徒に教えざるを得ない状況になっているということである。社会科に続いて音楽科でも、中国語のカタカナ現地音表記を採用したのは、なぜなのだろうか。

音楽教科書におけるこの中国音楽用語カタカナ表記の実例や中国語学的分析、さらに語彙としての楽器名のあり方の問題については、拙稿「『琵琶』が『ピーパー』とはこれいかに？ — 学校音楽教科書の中国音楽用語カタカナ現地音表記から考える楽器名表記のあり方²」で論じているのでそちらをご参照願いたい。本稿で論じたいのはこのカタカナ表記の根拠となっている文献、及び中国楽器名・中国音楽用語・中国歌曲の歌詞をめぐる問題である。

1、音楽教科書と社会科教科書の中国語現地音カタカナ表記

前述の如く、現行の音楽教科書の諸外国の民族音楽の項目における中国音楽用語は、基本的には漢字を添えない現地音式カタカナ表記となっている。各社教科書にしばしば見える中国楽器名としては「ピーパー」「アルファー」「ゲーチン」「ゲージョン」「ディーズ」といったものがあり、中国音楽用語としては「ミンゲー」「シャンゲー」や「ジンジュ」といったものがある。それぞれ

ピーパー	=	琵琶	アルファー	=	二胡
ゲーチン	=	古琴	ゲージョン	=	古箏
ディーズ	=	笛子			

そして、

ミンゲー	=	民歌	シャンゲー	=	山歌
ジンジュ	=	京劇			

である。これを見るに、「民歌」という単語まで現地音式カタカナ表記にする必要があるのか、疑問を感じざるを得ない。音楽の教員をなさっている方から、音楽科だから音を大切に考えるのだろうという感想をうかがったことがあるが、漢字を排除してカタカナで書くことが「音を大切に」した結果であるのかどうか、甚だ心許ない。こうした中国音楽用語カタカナ表記の実例の用例と語学的な考察については前掲拙稿をご参照願うとして、ここではその特徴と問題点を極々簡単に紹介しておきたい。

音楽教科書の中国音楽用語カタカナ表記をめぐるのは、大きく二つの問題を指摘することができる。一つは、既に社会科の中国地名・人名に用いられていたカタカナ表記とは、その理念や表記法を異にしていることである。そもそも社会科におけるカタカナ表記は、現地の人々の読む通りに表記するのが好ましい、といった善意に発したもので

ない。戦前からくすぶっていた国語国字問題、すなわち漢字廃止論・漢字制限論が生み出したものなのである。日本語から漢字を全て廃止して、日本語を全てカタカナで書き表すようになった場合、中国の地名をどのように表記するかが問題となる。「さんとう」も「Shandong」も「山東」という漢字の音である。ところが「山東」という漢字を廃止してしまうと、日本語の「さんとう」と中国語の「Shandong」とがなぜ結びつくのか分からなくなってしまう。そこで日本語の地名表記を、中国語発音に合わせたカタカナで「シャントン」と書くことにしよう、というのがその意図するところであった。さらにそのカタカナ表記は、中国語における有気音・無気音の別を無視して全て清音で表記するなど、中国語の音節とカタカナ表記を一対一に対応させることを放棄して、簡略化した書き方となっている。これは中国語の発音を表すためではなく、日本語における新たなカタカナ外来語を作ることを意図したものであった³。

一方音楽科で用いられている中国音楽用語は、有気音には清音のカタカナ、無気音には濁音のカタカナを当てるなど、社会科のそれとは相当に異なる表記法を採用している。また日本語にない音声の書き表し方も両者で相当に異なっており、例えば「京劇」は社会科の方式では「チンチュイ」となるが、音楽科の方式では「ジンジュ」となる。中国語をご存じない方は、同じ発音に対するカタカナがこれほどに異なっていることに驚かれるかも知れない。私はそもそも社会科のカタカナ表記に全く賛同するものではない。しかし、せつかく社会科で使用するために中国語音節とカタカナ表記との対照表まで作られているのに、それを無視して音楽科で新たなカタカナ表記を作り出してしまった結果、同じ音節に対するカタカナのバリエーションを無用に増やしてしまったことは、敢えて指摘しておきたい。

もう一つの問題は、カタカナ音楽用語が単に中国語の読み方を示すのではなく、基本的に漢字表記を排除したカタカナ外来語として採用されていることである。例えば、「琵琶^{ピパー}」のようにルビとして中国語の読み方を示すのではなく、中国の琵琶は「琵琶」ではなく「ピーパー」だと規定しているわけである。そのことが「ピーパーは日本の琵琶と似ている」、「西アジアのウードは琵琶とピーパーの祖である」と言った記述を生み出している。特に「ピーパーは東アジアの琵琶類の元となった」といった記述を見る限り、中国の「ピーパー」は「琵琶類」には含まれないのだと考えざるを得ない。各国に分布している同類の楽器の総称としての「琵琶」という名称を放棄しており、そのため、日本の琵琶は中国から伝わったがその形式や奏法はかなり変化している、という単純なことの説明が非常に回りくどくなっているのである。産地によって呼び名を変えろという考え方をあまり厳格に用いるならば、同じピアノでも英国製は「ピアノ」、ドイツ製は「クラヴィーア」、中国製は「ガンチン（鋼琴）」と呼ばなければならなくなってしまう。

2、『教育用音楽用語』

さて、各出版社の音楽教科書を比較して気付くことは、こうした中国音楽用語カタカナ表記は各教科書出版社ともに同じ書き方をしていることである。日本語にない発音にどのようなカタカナを当てるかは場合によって異なるはずだが、音楽教科書内では出版社の別を問わず共通なのである。このことは、各社が共通の表記基準を参照していることを示している。その基準こそ、1950年から現在に至るまで文部省・文科省が作成している用語集『教育用音楽用語』である。例えば「民歌」は「ミンゲ¹」、「山歌」は「シャンゲ²」のように「山=ge」の表記は「ゲ³」なのだが、「対歌⁴」だけはうっかり「ドゥイガ⁵」と書いている教科書がある。「民歌」と「山歌」は『教育用音楽用語』に収録されているのでそのカタカナに従ったものの、「対歌」は収録されていないので、独自のカタカナを不用意に用いてしまった、といった事情が想像できる。

この『教育用音楽用語』だが、例えば「タンバリン」ではなく「タンプリン」が正しい、なぜなら『教育用音楽用語』にそう書いてあるから、と言うほど権威のある書物なのだそうだ⁶。『教育用音楽用語』第12節「楽器」の(4)「打楽器」の項目には「タンプリン」のみあって、「タンバリンとも言う」といった注記はない。つまりこの書物は用語集として音楽教育で用いるべき表記を指定することがその役割であり、別名を併記するような辞書的機能は持たないわけである。

この『教育用音楽用語』は何度かの大きな改訂を経て、現在に至っている。その書誌情報とそれぞれの特徴を整理するならば、次のようになる。

『教育用音楽用語（楽典編）』昭和25年（1950）著作権所有文部省、東洋館出版社発行

一般的な音楽用語や記号、イタリア語による演奏記号や発想記号を集めたもの。

『教育用音楽用語 [第2編]』昭和27年（1952）著作権所有文部省、東洋館出版社発行

（楽典編）に楽器名・作曲家名・演奏家演奏団体名を加えたもの。但しそのほとんどは西洋音楽のもので、日本音楽がわずかに含まれるのみ。

『教育用音楽用語』昭和40年（1965）著作権所有文部省、東洋館出版社発行

昭和25年版・昭和27年版を合本とし、若干の修正を行ったもの。その「まえがき」では「ヴァ、ヴィ、ヴ、ヴェ、ヴォなどを使った表示法は、小・中学校では取り扱わないので、これらはバ、ビ、ブ、ベ、ボを使うように訂正統一した」とある。

『同』昭和53年（1978）著作権所有文部省、財団法人教科書研究センター発行
それまでの版の増補に並んで、日本音楽に関する用語を大幅に増補したもの。それまでの版では「楽器」の項目に「横笛」「龍笛」「高麗笛」等20語程度だったものが、一挙に35ページ分となり、「日本音楽編」として一章となった。

『同』平成6年（1994）著作権所有文部省、財団法人教科書研究センター発行

平成3年(1991)の内閣告示「外来語の表記」に従って表記を改訂し、また平成元年の「学習指導要領」に従って「諸外国の民族音楽に関する用語」「沖縄・奄美の音楽及びアイヌの音楽に関する用語」を増補したものの。

『同』平成14年(2002)著作権所有文部省、財団法人教科書研究センター発行内容は平成6年版にほぼ同じ。

『同』平成19年(2007)著作権所有文部科学省、財団法人教科書研究センター発行著作権所有者を文部省から文部科学省に変更。内容は平成19年版にほぼ同じ。

『同』平成25年(2013)著作権所有文部科学省、財団法人教科書研究センター発行内容は平成19年版にほぼ同じ。現行版。

これについて、特に本稿に関連する事柄のみ抽出するならば、

旧版 音楽の基本用語と西洋音楽が中心

昭和53年(1978)版 日本音楽編を追加

平成6年(1994)版 諸外国の民族音楽を追加(カタカナ中国音楽用語を含む)

ということになる。ご注目願いたいのは、ここで問題とする中国音楽用語のカタカナ化は平成6年の改訂から始まった、ということである。

このことについて、その「まえがき」は簡潔に次のように述べている。

この『教育用音楽用語』の歴史は、昭和25年に『^{ママ}楽編^{ママ}』がまず刊行され、次いで昭和27年に『第2編』として、楽器名、作曲家名、演奏家名、演奏団体名などが取り上げられ、昭和40年にそれらを合本とし、昭和53年に「日本音楽編」を加えた『改訂版』が刊行されて今日に至っている。『教育用音楽用語』が果たしてきた役割は、単に用語の表記上の問題にとどまらず、音楽科の学習全体にわたって決して少なくない⁷。

さらに、特にこの平成6年版において諸外国の民族音楽用語を大量に追加するという大きな改訂が行われた事情について、この「まえがき」はさらに次のように述べている(以下、下線は明木による)。

今回改訂に至った大きな理由としては、平成元年3月に、小・中・高等学校の学習指導要領が改訂されたこと、平成3年6月に内閣告示第2号「外来語の表記」に基づいて、文部省から「学校教育における外来語の取扱いについて」の通知が出されたことによるが、そのほかにも、時勢の推移や音楽科の教育内容の進展にそぐわないものも出てきたため、全般にわたって手直しをすることになったのである。

今回の改訂の主な点は次の通りである。

- (1) 全体に用語の必要の度合いを検討し、用語の取捨選択を行った。
- (2) 全体に表記及び記述内容の見直しを行い、必要な修正を施した。
- (3) 諸外国の民族音楽に関する用語を大幅に補充し、章を独立して扱った。
- (4) 古典及び現代の音楽、ポピュラー音楽に関する用語や人名を補充した。
- (5) 器楽指導や楽器、教育機器に関する用語を補充した。

(6) 沖縄・奄美の音楽及びアイヌの音楽に関する用語を補充した⁸。

さらに同書「凡例」には次のようにある。

3 用語の表記及び読み方について

- (1) 用語については「現代仮名遣い」(昭和61年内閣告示第1号)及び「外来語の表記」(平成3年内閣告示第2号)によった。
- (2) 外来語、外国の地名については、一般の慣用を考慮しつつ、「外来語の表記」及び「学校教育における外来語の取扱いについて」(平成3年6月28日付け文初小第243号)の趣旨を踏まえて、児童生徒の発達段階に応じた表記による示し方とした⁹。

これを要するに、この年の改訂の直接の根拠となったのは、平成3年内閣告示「外来語の表記」、文部省通知「学校教育における外来語の取扱いについて」、平成元年改訂『学習指導要領』の三つである。

3、『教育用音楽用語』改訂の根拠となった文献

では、上記の『教育用音楽用語』の改訂の根拠となった三つの文献を確認してみよう。まずは平成3年6月内閣告示第2号「外来語の表記」についてであるが、これは国語政策に関する議論ではしばしば言及されるものであるため、ここでは簡単に触れるのみとする。これは要するに、従来認められていなかった「ティ」「トゥ」「ヴァ」「ヴ」等の表記を認め、外来語の表記のよりどころを定めたものである。例えば昭和29年(1954)3月国語審議会報告「外来語の表記」の「外来語表記の原則¹⁰」には、

原音における「トゥ」「ドゥ」の音は、「ト」「ド」と書く。

原音における「ティ」「ディ」の音は、なるべく「チ」「ジ」と書く。

原音における「ファ」「フィ」「フェ」「フォ」・「ヴァ」「ヴィ」「ヴ」「ヴェ」「ヴォ」の音は、なるべく「ハ」「ヒ」「ヘ」「ホ」・「バ」「ビ」「ブ」「ベ」「ボ」と書く。

とあり、「ティ」「トゥ」「ヴァ」「ヴ」といった表記が認められていなかった(或いは推奨されていなかった)。それに対して、新たに定められた上記平成6年内閣告示「外来語の表記」における「留意事項その2(細則的な事項)¹¹」では、

「ティ」「ディ」は、外来音ティ、ディに対応する仮名である¹²。

「トゥ」「ドゥ」は、外来音トゥ、ドゥに対応する仮名である。

「ヴァ」「ヴィ」「ヴ」「ヴェ」「ヴォ」は、外来音ヴァ、ヴィ、ヴ、ヴェ、ヴォに対応する仮名である。

と述べ、「ティ」「トゥ」「ヴァ」「ヴ」等の表記が認められることとなった。これを受けて、『教育用音楽用語』では、例えば「バイオリン」を「ヴァイオリン バイオリン」とするような改訂が行われたわけである。ちなみに 内の表記は小学校における表記である¹³。つまり小学生には「バイオリン」と書かせ、中学生以上には「ヴァイオリン」と書かせる、ということになる。

続いて、文部省の「学校教育における外来語の取扱いについて（通知）」（文初小第243号¹⁴）を見てみよう。その「記」の1に、

……高等学校までの段階において、「外来語の表記」の本文の「外来語の表記に用いる仮名と符号の表」に示された仮名の読み書きができるよう指導することを基本とし、併せて日常使われる外来語の読み書きができるよう指導すること。とあることから分かるように、基本的には上記の平成3年「外来語の表記」を学校教育においても用いなさいと通達するものである。

それに続いて各学年別の細かい指針と範囲が記載されているのだが、これは特に「外来語の表記」の「外来語の表記に用いる仮名と符号の表」第1表・第2表の扱いを指示するものであるようだ。これを簡潔に整理するならば、

小学校

低学年 原則「第1表左欄」、特に慣用の強いものは「第1表右欄」「第2表」

高学年 原則「第1表左欄」「第1表右欄」、特に慣用の強いものは「第2表」

中学校 原則「第1表」「第2表」の大体

高等学校 原則「第1表」「第2表」

の表記にそれぞれよるということである。もっと分かりやすく要点を抽出するならば、

小学校

低学年 原則従来の表記。場合によって「ツァ」「ティ」「ヴ」等も可

高学年 原則従来の表記+「ツァ」「ティ」等。場合によって「ヴ」等も可

中学校 大体従来の表記+「ツァ」「ティ」「ヴ」等

高等学校 原則従来の表記+「ツァ」「ティ」「ヴ」等

ということだと言ってよい。先程の中学校以上は「ヴァイオリン」、小学校では「バイオリン」というのも、この文部省の通知に準ずるものだと考えてよかろう。中学校の「大体」というのが分かりにくい、特にここの(2)「中学校における指導の指針及び範囲」に、

原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる仮名があることを知り、必要に応じてそれを用いた外来語の大体の読み書きができるようにすること。

とある。つまり、外国語の音を表すのに「ツァ」「ティ」「ヴ」などを使うこともあるよと指導するが、あまり厳密にやらなくてもよい、ということのようである。このようなことを細かく指示したことの背景には当然、それまでは「ツァ」「ティ」「ヴ」などの表記は使わないことになっていたことがある。その故に、前掲の『教育用音楽用語』の1965年版ではわざわざ「バビブベボ」を使うと注記していたわけである。

ここでご注意願いたい。この文部省の通知に記されたことはいずれも、新たな「外来語の表記を」小中高の学習指導にいかに取り入れるか、という話なのである。ここに、音楽科において「琵琶」を「ピーパー」とするような、極端な現地音カタカナ主義を取り入れることを促すような話は一切出てこないのだ。一般的なカタカナ外来語の書き表

し方と、音楽用語のカタカナ現地音表記とは、全くもって別次元の話であろう。この『教育用音楽用語』には「外来語の表記」への対応という話はあちこちに出てくるのだが、その一方で中国音楽用語を現地音カタカナ表記にするという大改革の経緯やその根拠については、実はどこにも記されていないのである。

続いて『教育用音楽用語』の「まえがき」が「今回改訂に至った大きな理由」として挙げていた、平成元年3月の小・中・高等学校の学習指導要領の内、特に本稿に関連する中学・高等学校のものについて触れておきたい。

平成元年『中学校学習指導要領¹⁵⁾』第2章「各教科」、第5節「音楽」の第2「各学年の目標及び内容」に次のようにある。

[第1学年]

2 内容

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

- ア 楽曲の雰囲気や曲想及び楽曲を特徴付けている諸要素の働きと曲想とのかかわりを感じ取ること。
- イ 声や楽器の音色及びその組合せによる響きと効果を感じ取ること。
- ウ 我が国の音楽及び諸外国の民族音楽における楽器の音色や奏法と歌唱表現の特徴を感じ取ること¹⁶⁾。

(2) 鑑賞教材は、次に示すものを取り扱う。

- ア 我が国及び諸外国の古典から現代までの作品、郷土の音楽及び諸外国の民族音楽とすること¹⁷⁾。

[第2学年及び第3学年]

2 内容

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

- ア 楽曲全体の曲想を味わって聴くこと。
- イ 楽曲を特徴付けている諸要素の働きと曲想とのかかわりを理解して聴くこと。
- ウ 反復、変化、対照による楽曲の構成、声や楽器の音色及びその組合せによる響きと効果を理解して聴くこと。
- エ 我が国の音楽及び諸外国の音楽について、およその時代的、地域的特徴を感じ取ること。
- オ 音楽とその他の芸術とのかかわりを総合的にとらえること。

(2) 鑑賞教材は、次に示すものを取り扱う。

- ア 我が国及び諸外国の古典から現代までの作品、郷土の音楽及び諸外国の民族音楽とすること¹⁸⁾。

また第3「指導計画の作成と内容の取り扱い」に次のようにある。

2 第2の各学年の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。

……（中略）……

(8) 鑑賞教材のうち諸外国の民族音楽については、第1学年においては主としてアジア地域の民族音楽のうちから適切なものを選んで取り上げることとし、第2学年及び第3学年においては広く世界の民族音楽を取り上げるようにすること¹⁹。

そして、これらの指導要領に対する解説は次のように述べる。

第2章 目標及び内容

第2節 内容

2 B 鑑賞

(2) 鑑賞の内容の構成について

これら（鑑賞共通教材 明木注）の指導に当たっては、幅広い音楽観にたち、西洋音楽のみならず、我が国の音楽や諸外国の民族音楽など多様な音楽に興味や関心をもたせるとともに、それぞれの音楽のよさや、その特質を感じ取らせるための配慮が必要である。このことから、従来通り、共通教材に日本の伝統音楽を含めるとともに、第1学年では、主としてアジアの民族音楽を共通教材と同様に扱うこととした²⁰。

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の指導に当たったの配慮事項

(8) 鑑賞教材のうち諸外国の民族音楽については、第1学年においては主としてアジア地域の民族音楽のうちから適切なものを選んで取り上げることとし、第2学年及び第3学年においては広く世界の民族音楽を取り上げるようにすること²¹。

この項は、鑑賞教材についての配慮事項である。

……（中略）……

第1学年において「主としてアジア地域の民族音楽」と示されているのは、これまで比較的取り上げられることの少なかったアジア地域の音楽を取り上げることにより、近隣諸国の音楽に親しみをもたせるとともに、これらの国々の文化に触れさせる契機にしたいというねらいによるものである。

また、第2学年及び第3学年においては、さらに広い範囲の世界の民族音楽に触れさせ、音楽的視野を広げるとともに、幅広い音楽観が育成されるようにしたい²²。

この学習指導要領から中学校の音楽に「諸外国の民族音楽」が大きく取り入れられた点、特に第1学年において「アジア地域の音楽」を取り入れるよう定められた点にご注目願

いたい。

続いて高等学校用の指導要領である。平成元年『高等学校学習指導要領²³』第2章、第7章「芸術」の第2款「各科目」に次のようにある。

第1 音楽

2 内容

B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 声や楽器の特性と表現上の効果

イ 音楽の歴史の流れ

ウ 日本の伝統音楽の種類と特徴

エ 民族音楽の種類と特徴

3 内容の取扱い

…… (中略) ……

(7) 内容のBのエについては、アジア地域の民族音楽を含めて扱うように配慮するものとする²⁴。

第2 音楽

2 内容

B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 楽曲の種類と形式

イ 音楽の様式の特徴と変遷

ウ 文化的背景に基づく日本の伝統音楽の特徴

エ 文化的背景に基づく民族音楽の特徴

3 内容の取扱い

…… (中略) ……

(6) 内容のBのウについては、主として三味線音楽 (語り物)、能楽、琵琶^{ひわ}音楽などを扱うよう配慮するものとする。エについては、「音楽」の3の(7)と同様に扱うものとする²⁵。

そして、これらの指導要領に対する解説は次のように述べる。

第2章 各科目

第1節 音楽

3 内容

B 鑑賞

…… (中略) ……

エ 民族音楽の種類と特徴

……エの学習においては、国際化の進む現代において、諸民族の音楽文

化の多様性とその価値を理解することの意義を見出すことができるように配慮することが大切である²⁶。

……（中略）……

……指導に当たっては「内容の取扱い」に示されているように、アジア地域の音楽を含め、親しみやすい教材を取り上げるとともに、視聴覚教材を活用し、効果的な学習が行われるよう配慮することが大切である。また、生徒の主体的な学習への参加を促すために、適切な課題を設定して学習させることも考えられる²⁷。

4 内容の取扱い

(7) 内容のBの工については、アジア地域の民族音楽を含めて扱うように配慮するものとする。

従来の音楽教育の内容は、とすれば西洋音楽に偏る傾向が見受けられたが、……（中略）……国際化の急速な進展に対応して、音楽教育においても、音楽の学習を通して国際理解を深めていくように務めることが大切である。世界の民族音楽については、これまでも採り上げてきたが、今回の改訂において鑑賞の指導項目の中に新たに示し、一層重視しているのは、そのためである。

「B 鑑賞」の「工 民族音楽の種類と特徴」において、特に、「アジア地域の民族音楽」を扱うよう配慮することを示したのは、これまで理解が不足しがちで、取り扱われることの少なかった、この地域の音楽を学習することが、音楽面でも、国際理解の面でも大切であるという考えによるものである。

指導計画の作成に当たっては、これらの点を踏まえるとともに、他の教科との関連にも配慮しながら学習効果を一層高めるよう工夫していくことが望ましい²⁸。

第2節 音楽

3 内容

B 鑑賞

……（中略）……

工 文化的背景に基づく民族音楽の特徴

この項目は、人類の長い営みとともに歩み続けてきた、諸民族の音楽について、社会や文化の面から理解を深め、その特徴をとらえさせるとともに、それらの学習を通して、広く豊かな音楽観を身につけさせることをねらいとしている。

……（中略）……

また、このような学習を通して諸民族の文化を理解し尊重する態度を

養うことが重要であり、こうした態度が更に深く諸民族の音楽を理解することにつながるのである。

指導に当たっては、民族的な特色が顕著で親しみやすい教材を精選するとともに、「生活と音楽」、「伝統と音楽」、「祭りと音楽」というような課題を設定するなどして、効果的な学習が行われるようにすることが大切である²⁹。

高等学校についても中学校と同様、この学習指導要領に「諸外国の民族音楽」を取り扱うこと、特にアジア地域の民族音楽を含めることが盛り込まれた点にご注目願いたい。

以上中学・高校双方の指導要領を通じて言えるのは、諸外国の民族音楽、なかんづくアジア地域の民族音楽を取り入れることは定められたものの、中国の楽器名をカタカナ現地音化することに繋がるような記述はどこにも記されていない、ということである。学習指導要領というのはそもそもそんなに細かいことを書くような文献ではない、たとえば確かにそうなのだが、しかし例えば「用語の表記については現地の民族の呼び方に準ずることが望ましい」などといったことを窺わせるような記述は、やはりどこにも見当たらないのである。中国音楽用語のカタカナ現地音化に直接結びつく文献は、現在のところ未見である。今後継続して調査したい。

4. 音楽教科書における中国歌曲の歌詞をめぐる

以上を要するに、音楽教科書における中国音楽用語カタカナ表記には大きく二つの問題点がある。一つは、昭和20年代に中国地名・人名のカタカナ化のために作られた中国語音節とカタカナ表記との対照表があるにも関わらず、独自にそれとは異なる原則によるカタカナ表記を採用したこと、いま一つは、従来の漢字表記を排除し、中国の楽器は中国語発音に基づくカタカナ表記とする、という現地音主義を採用したために、同じ種類の楽器を産地により別名称の楽器として扱っていることである。前者により、同じ学校教育の中なのに教科によって、同じ発音に対するカタカナ表記のバリエーションを無用に増やす結果を招いてしまった。音楽の専門家が社会科のカタカナ表記をご存じなくとも責められない。やはり当時の文部省の担当者がそうしたことをきちんとわきまえておくべきであったと思う。また後者は、例えば中国の「ピーパー」とその他アジア地域の「琵琶」とを別の楽器として扱うことを求めるものであり、これは単に楽器の呼び名の問題を超え、楽器の伝播や変容に関する記述に影響を与えるものである。既に述べたように、中国の音楽用語をカタカナ現地音表記とすることを求めた文献は現在のところ未見である。よってこれは想像の域を出ないのだが、民族楽器名はその現地での呼び名によるという原則を定めた『教育用音楽用語』が、同じ原則を漢字圏の楽器名にまで当てはめようとしたことが生んだ問題ではないかと考えられる。社会科における中国地名カタカナ表記を定めた昭和20年代の議論が明らかに漢字廃止・漢字制限を目的としたものであったのに対し、平成初期に定められた音楽科のカタカナ中国音楽用語にそう

した政治的意図は感じられない。そうした意図をを明示する資料がないだけでなく、実際のカタカナ用語の表記や教科書内での記述にもそうした意図を臭わせるところは見当たらないのである。やはり現地の読みを重んずるといふ民族音楽学的視点がその根底にあるように思われる。但し思うに、伝統的に漢字で「琵琶」と書いていたのに、これを中国の琵琶に限って現地音で「ピーパー」と書く、という大改革を行ったわけである。そのことが『教育用音楽用語』の序文や凡例や付録のどこにも言及されていないのは、いささか納得しがたい感がある。

ただそれとは別に、他の細かな問題も指摘しなければならない。すなわち、音楽教科書の内部でも、自身が定めたはずの表記の基準から外れた書き方がなされている場合があるということである。もちろん表記のあまりに細かい規則（例えば「シャオ」と「シヤオ」の別など）をうっかり書き間違えるということはあることである（実際社会科ではしばしば起こっている）。しかしそれとは別に、意識的に異なる表記を採用している場合もあるようだ。その例として、中国歌曲の歌詞を採り上げて見たい。

小中高を通じて各教科書に比較的多く採用されている中国の歌としては「茉莉花」が挙げられる³⁰（韓国の場合は「アリラン」である）。歌詞の場合、意味内容のみに沿って訳してしまうと旋律に乗らなくなる。そこで、漢字で表記した元歌詞に、その読みがカタカナで添えてあるのである。これならば、日本語風に訛っていたとしてもとりあえず原語で歌うことができる。これは中国語に限らず、韓国語・イタリア語・フランス語・英語の歌が採用されている場合には普通に用いられる方法である³¹。ただ、中国語のカタカナ表記という観点からすると、これにも気になる点がないわけではない。

例えば『小学生の音楽5』に収録されている「まつり花」（茉莉花）である³²。譜例をご覧ください。

まつり花

花岡 恵 日本語詞／中国民謡／小原光一 採譜

♩=84~92 *mf*

ハオ イー トオ マイ リー ティー モー リー ホワ ファン ファン マイ リー
か ぜ に ゆ れ て る ま つ り か え だ い っ ぱ い

マン チー ヤー ヨウ シャン ヨウ バイ レン レン クワ
満 枝 ヤー ヨウ シャン ヨウ バイ レン レン クワ
さ い て あ た り に か お る

ラン ウー ライ チャン ニー チャイ シア ソン ケイ ビエ レン
让 我 来 将 你 摘 下 送 给 别 人
こ の は な つ ん で お く り ま

チア モー リー ホワ モー リー ホワ
家 棠 莉 花 い あ の 花
す や さ し ひと に

朵 (朵) = トウオ

的 = ティー

のカタカナが与えられていることがお分かりいただけよう。『教育用音楽用語』の方式では無気音には濁音を当てるはずなので、本来なら「ドゥオ」「ディー」と書くべきところである。この譜例の範囲からしても、『教育用音楽用語』とは異なるカタカナ表記が、歌詞の部分に用いられていることは明らかである。

他にも、

花 = ホワ

極 (極) = ヤー

夸 (誇) = クワ

下 = シア

家 = チア

のカタカナが与えられていることにもご注目願いたい。u 介音 (-ua) の場合は「ウウ」、i 介音 (-ia) の場合は「ヤー」と書きたい気持ちはよく分かるのだが、ご注意願いたい。やや長い音符に「クワ」のカタカナが与えられた場合、中国語を知らない人は「く・わ」と二音節風に読んでしまう恐れがある。そしてこの曲の場合、これらの箇所がちょうど歌詞の意味の切れ目で、旋律上も2拍の音（二分音符もしくは四分音符 + 四分休符）なのである。しかも主母音が「a」で揃っている（花 hua と誇 kua が韻、極 ya と下 xia と家 jia が韻）。もしこれを敢えて、

花 = ホア

極 (極) = ヤア

夸 (誇) = クア

下 = シア

家 = チア

などとすれば、中国語を知らなくとも同じ母音であることがある程度分かるような気がするし、二音節に読んでしまうこともなさそうである。按ずるに、歌詞において濁音を使用せず、有気音・無気音の別なく全て清音としたことには、その方が歌いやすいという配慮があるような気がする。試しにこの譜面で無気音を濁音で歌ってみると、確かにやや歌いにくい。教科書本文の原則とは外れるカタカナ表記をしたことには、歌いやすさへの配慮ということもあったのかも知れない。

ここでこの「まつり花」の教師用指導書の記述を確認してみよう。教師用指導書では教科書と同じ五線譜上に、実際の授業での指導の参考とするための注記が書き込まれている。そこにはこの濁音の使用という点について、いくつか気になる記述が見いだせる。五線譜のタイトル下に、

() 内のように発音することもある。

という注意書きがあり、さらに譜面の中の歌詞には、

トウオ (ドゥオ)

ティー (ディー)
 チー (ジー)
 パイ (バイ)
 チャン (ジアン)
 チャイ (ジャイ)
 ケイ (ゲイ)
 ピエ (ピエ)
 チア (ジア)

のような () 入りの注記が添えられているのである³³。これを見るに、元の譜面で無気音に清音が当てられている箇所を、『教育用音楽用語』同様に濁音で歌ってもよい、という注記であるようだが、しかし詳細に見ると「チア」「ジア」のように介音を有する音節の母音の当て方も変更しているようである。この () 内の注記が『教育用音楽用語』方式のカタカナであるとどこにも明記されていないのだが、わざわざ濁音を示していることからすれば、この「-ィア」もやはり『教育用音楽用語』に準じたカタカナを注記している可能性は考えられよう。

実は『教育用音楽用語』に掲げられた音楽用語にはたまたま「-ia」韻母は含まれていないのだが、この教師用指導書の「チア」「ジア」の注記を根拠に、『教育用音楽用語』の方式では韻母「-ia」を「ィア」のように書くのだと判断してよいものかどうか、決めかねている。教師用指導書の執筆者がそこまで細かい中国語音節に関する知識を持っていたのか、『教育用音楽用語』のカタカナ表記の規則にそこまで通じていたのか、気になるところである。

さてこの注記、『教育用音楽用語』方式の表記との相違点を丁寧に示した点では評価できると考えるが、しかし非常に気になる点が残っている。よくご覧いただきたい。この注記には、

() 内のように発音することもある。

と書いてあるのである。いや、それはおかしい。中国語の発音はあくまで一つである。その日本語のカタカナの書き方にバリエーションがある、ということなのである。このように書いてあっては、同じ漢字に対して中国語の発音が二種類あると誤解されかねない。例えばこれが「() 内のように歌ってもかまわない」といった表記であればまだしも許容できるのだが、これでは言葉というものに対する不見識を疑われても仕方あるまい。児童生徒にそうした中国語音声の知識は関係ないなどとおっしゃらないでいただきたい。小学生にも英語を教えようというご時世である。外国語には日本語にない発音があること、カタカナでは表せない発音があることを、子供の頃からなんとなくでよいので理解させることは、大切なことではないか。

但しこのことには、教科書が引用した他の書物の、オリジナルのカタカナをそのまま記したことから生じた可能性がある。例えば『Tutti 音楽³⁴』における「まつりか」、『Tutti 音楽³⁵』における「草原情歌」には、

(出典：北京放送 今週のうた / 東方書店³⁶)

と記されており、その歌詞には『教育用音楽用語』の方式とも社会科の方式とも、若干異なるカタカナが使われている。引用元の書物の表記をそのまま用いたものなのかも知れない。また『ON! 1³⁷』における「茉莉花」には、

(楽譜は『中国各民族民歌選集』中華人民共和国 / 人民音楽出版社発行、1992年 版をもとに日本語の歌詞を追記)

との注記がある。つまり楽譜のみ他の書物から引用し、歌詞はこの教科書が独自に付したもののようである。ここに用いられたカタカナはほぼ『教育用音楽用語』の方式のようである。

こうした例を見るに、中国歌曲の歌詞の場合、その他の音楽用語とは異なるカタカナ表記の使用が許容されていると見てよからう。そこには歌曲として歌いやすくするため、或いは引用した原典楽譜の表記に従っているため、といった要因が考えられる。だとすれば、どのみち濁音の不使用という点で『教育用音楽用語』のカタカナ規則から外れる表記をしたのだから、音節の表記原則にこだわらず、その場の旋律線やリズムに臨機応変に対応させた、歌いやすいアレンジを施す方がよかったのではないとも考えられる。つまり中国語を知らない人も原語に近い雰囲気で歌えるようにする、ということである。

具体的には、例えば先程触れたように、歌の韻字のところに敢えて「花 = ホア」「楹 = ヤア」「誇 = クア」「下 = シア」「家 = チャ」というカタカナを用いれば、中国語を知らない人がこのカタカナの見た目から比較的原語に近い歌い方を再現できるのではないか。「kua」を「クワ」と表記することは、介音を意識した点で音韻学的には妥当な書き方だと言えるかも知れない。しかし「クワ」だと二音節だと捉えられる可能性があり、中国語を知らない人が歌うという点から言えば、原則にこだわりすぎて却って歌いにくくなっているとも言える。また韻も意識しづらい。「家」にしても「チャ」や「ジァ」と読ませずとも、歌の中では「チャ / チャー」でよさそうな気がする。そもそも「ジァ」では児童生徒が読みにくいのではないのか心配になる。歌いやすく、かつ原語に近くなるようなカタカナを、その都度工夫するという方法もあり得るのである。

もう一つ、カタカナ表記と関係のない話ではあるが、漢字の字体についても気になることがある。楽譜内の中国語歌詞に、いわゆる簡体字が用いられているのである。特に必要がない限り、日本語の文章の中に引用する際は、中国の簡体字を日本の常用字体に直して表記すべきだと私は考えている。特にこれは学校教科書である。中国の簡体字はそれこそ児童生徒には縁のないものであろう。常用字体ならば、字面で意味が伝わることも少しは期待できるかも知れない。やはり「美丽」より「美麗」とするのがよいのではないか。この際漢字の学年配当など気にすべきではない。どのみち簡体字よりマシである。

さてこの「茉莉花」についてはまだ面白いことがある。音楽の教科書の教師用指導書には、プロの演奏や模範演奏、伴奏用カラオケ / カラピアノなどを収めた CD が同梱されている。この「茉莉花」の音源にどのようなものが使われているのか、大変興味深

い。いや正直申し上げると、もしも中国語のできない歌手がカタカナ読みで歌っているのならば笑ってやろう、という邪悪な気持ちがあったことは否定しない。

早速上に譜例を挙げた教科書の「指導書」付録 CD³⁸の「茉莉花」を聴いてみた。おそらく小学校高学年か中学生であろう若い女声の斉唱である。日本語歌詞の歌唱を聴くに、確実に日本語母語話者の発音だと思われる。そして中国語歌詞の歌唱を聴いて驚いた。こちらも確実に中国語母語話者の発音なのである。「-n 韻尾」と「-ng 韻尾」の区別、捲舌音「枝 = zhi」「摘 = zhai」「人 = ren」の発音、さらには「香 = xiang」の介音「j」の発音など、どれを取ってもカタカナ臭さはない。特にカタカナでは表現できない「人 = ren」という音節を、日本語風に「レン」などと訛ってはいないことから、泥縄的な発音指導で歌わせたのではないことは明らかである。はて、どういう人達が歌っているのだらうと CD の演奏者情報を見ると、「横浜山手中華学校」のみなさんの演奏とあった。なるほど、それならば日本語・中国語ともに母語話者の発音であったとしても不思議はない。

そして同じ教科書の指導書『実践編』には、

「まつり花」は横浜山手中華学校の子供たちによる演奏が指導用 CD に収録されている。歌う前にこれらの演奏を聴いて、曲の雰囲気や原語の発音などを感じ取り、歌唱指導の参考にするとよい。

教科書には、子供たちにも分かるよう歌詞の読み方を片仮名で表記してあるが、あくまで参考として活用するようにする³⁹。

との注記がある。

この例を挙げたのは、教科書出版社としても、カタカナで書きさえすれば後は知ったことではないという態度では決してなく、授業で聴かせる模範演奏の音源として本場の原語の発音を子供達に聞かせようという配慮を確かに行っている、ということを示したかったからである。それでこそ「音を大切に音楽科」であると言える。日本語とは異なる外国語の響きを音楽の授業でも耳にしておく、ということはそれなりに大切なことであろう。このような配慮が他の箇所にもあれば、「ピーパーが琵琶類の元になった」というような雑な記述は避けられたような気がしてならない。

以上、音楽教科書に用いられている中国音楽用語のカタカナ表記をめぐる問題点を挙げてきた。中国語の読み方をカタカナで表記すること自体は一概に否定すべきことではない。問題はその運用の仕方であろう。そもそも、ある楽器の伝播や変容に関する記述を曖昧にしてまでこのカタカナ表記を優先すべきなのだろうか。漢字を排除し、カタカナ表記こそ正式な表記だと見なそうとしている『教育用音楽用語』のあり方にも疑問を感じざるを得ない。

ではその一方で、こうした現地音式カタカナ表記を活かしつつ教科書の表記や記述を改善することはできるのであろうか。私はできると考えている。これについてはまた別稿で考察してみたい。

本稿は科研費基盤研究 (C) 「中国語教育におけるレアリア活用方法の構築」 (16K02848、研究代表者：中西千香) の研究成果である。

注

- 1 『中国地名カタカナ表記の研究 ― 教科書・地図帳・そして国語審議会』 東方書店 2014
- 2 『日中語彙研究』 第9号、愛知大学中日大辞典編纂所 2021
- 3 その詳細は前掲拙著をご参照願いたい。
- 4 男女間で、問答形式で交互に歌い合う民謡。歌垣。
- 5 例えば、『mogblog - family challenge -』 2020.4.19 「タン布林？タンバリン？読み方・名前はどっちが正解なのか解説」 (<https://inakadaisuki.com/tambourine/>、最終確認 2020.12.13) には
そんな中、色々調べている中で、最も気になった項目が日本の文部科学省で決められている「教育用音楽用語」というもの。なんと、ここには「タンバリン」ではなく「タン布林」と記載されているんですね。
そして文科省なので学校の教科書の元になっていて、現在日本の教科書・音楽の授業で利用するものなどに関しては、全て「タン布林」で統一されているとの事。
とあり、また『情報宅急便』 2019.05.06 「タンバリンとタン布林の違いは？叩き方と持ち方から使い方や歴史も！」 (<https://nakajimataiga.com/tannbarinn>、最終確認 2020.12.13) には、
最後は、タンバリンとタン布林の違いについてです。最初に結論から言いますが、どちらが正しくてももう一方が間違っているということはないです。どちらの呼び方でも問題ないといえるでしょう。ただ、日本の小学校の教科書には「タン布林」と明記されています。そのため、しいて言うのなら「タン布林」が正式名称とも言えます。これは、文部科学省から発行されている「教育用音楽用語」という冊子での音楽用語に関する基準によるものです。ただし、日常的に使うのであればどちらを使っても支障はないでしょう。
とある。さらに『Wikipedia』の「タンバリン」の項目 (<https://ja.wikipedia.org/wiki/タンバリン>、最終確認 2020.12.13) では、
一般的には「タンバリン」として知られるが、日本の小学校で使われる教科書では「タン布林」と書かれている。これは文部科学省から発行されている「教育用音楽用語」という冊子で音楽用語に関する基準が示されており、教科書に出てくる音楽用語はこれに従っているためである。
と記されている。
- 6 この「まえがき」に「楽曲編」とあるのは誤り。正しくは「楽典編」。
- 7 文部省編『教育用音楽用語』 著作権所有文部科学省、公益財団法人教科書研究センター発行、教育芸術社発売 1994、p. 1
- 8 前掲『教育用音楽用語』 p. 1
- 9 前掲『教育用音楽用語』 p. 3
- 10 財団法人教科書研究センター編著『地名表記の手引』 (ぎょうせい 1978) の [付録] 2 の 6 によった。

- 11 前掲『教育用音楽用語』「付録2」によった。
- 12 但し、「ティ」「ディ」はティ・ディに対応する、という言い回しは一種のトートロジーであり、あまり褒められたものではない。
- 13 前掲『教育用音楽用語』第1章「一般編」の「凡例」の1「使用記号について」には、「小学校においては 内の表記を用いる」とある (p. 8)。
- 14 前掲『教育用音楽用語』の付録3によった。
- 15 文部省『中学校指導書 音楽編』著作権所有文部省、教育芸術社発行 1989 によった。
- 16 前掲書 p. 106
- 17 前掲書 p. 107
- 18 前掲書 p. 109
- 19 前掲書 p. 111
- 20 前掲書 p. 55
- 21 前掲書 p. 111
- 22 前掲書 p. 88 ~ p. 89
- 23 『高等学校学習指導要領解説 芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編美術編』著作権所有文部省、東洋館出版社発行 1990 によった。
- 24 前掲書 p. 282 ~ p. 283
- 25 前掲書 p. 284 ~ p. 285
- 26 前掲書 p. 28
- 27 前掲書 p. 31
- 28 前掲書 p. 38
- 29 前掲書 p. 51
- 30 「茉莉花」の旋律には二種のバージョンが存在する。旋律の複雑な方は高等学校で、単純な方は小中学校で、それぞれ採用されているようである。
- 31 歌詞に添えられたカタカナ以外に、教師用指導書には例えばイタリア語・ドイツ語・フランス語の「発音の手引」が収録されている場合がある(例えば教育出版の高校音楽 / 『Music View』教授資料)。これにより、それぞれの言語の綴りの大体の発音の仕方を解説しているわけである。
- 32 『小学生の音楽5』[27 教芸 / 音楽 532] p. 61
- 33 『小学生の音楽5』[27 教芸 / 音楽 532] 『指導書 実践編』p. 65。「() 内のように発音することもある」という注記の文字と、譜面内に記された () 入りの発音注記は、いずれも朱色で印刷されている(いわゆる「赤刷」)。
- 34 『Tutti 音楽』[17 教出 / 音 207] p. 44
- 35 『Tutti 音楽』[17 教出 / 音 307] p. 22
- 36 東方書店の『北京放送 今週のうた』については詳細不明。或いは北京放送局日本語部編『中国語で歌おう今週のうた : 北京放送』(東方書店 1988) を指すか。
- 37 『ON! 1』[89 友社 / 音 312] p. 55
- 38 『小学生の音楽5』[27 教芸 / 音楽 532] 『指導書 指導用 CD 3』トラック 20
- 39 『小学生の音楽5』[27 教芸 / 音楽 532] 『指導書 実践編』p. 65